

徳島県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

郡茂薬局	名 称	徳島市東新町二丁目六二	所 在 地	有限会社郡茂薬局	開 設 者	令和四年三月三十一日	辞退年月日
------	-----	-------------	-------	----------	-------	------------	-------